

令和6年度11月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年11月21日（木）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 10名（欠席3名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌		
13 高木 敏彦			

出席推進委員 0名（欠席2名）

--	--

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 国土調査法における地目認定について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議 長	時間になりましたので、第8回の邑南町農業会議総会の方を始めたいと思います。暑い日から、急に秋からまあ急に冬いう感じの、天気になってきて出来てた農作業もちょっと影響あるんですが、だんだん出来にくくなった感じでした。この間の27日の研修会ですが、参加してくださった方ご苦労様でした。ちょっと都合が悪くて参加出来なかったんですけど、ええ研修会になったんじゃないかなあと思ったりします。それであとあのあとで忘れませんが、意見書の方の提出をまた予定しております。内容の方は、このあと、その他の方でちょっと協議してもらいたいと思います。よろしくお願い致します。本日の欠席者ですけど、3番の荒木委員さん。11番宮本委員さん。12番大石委員さんから欠席の届出が出ております。それと6番の服部信彦委員さんが、少しちょっと遅れられるそうです。あの途中案件がありますが、それはちょっと説明の方前後させてもらいたいと思います。議事録署名の指名ですけど、10番松崎委員さんと13番高木委員さん。お願い致します。それでは、議題の方に入っていきたいと思います。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は4件上程されています。事務局の方、読み上げを方お願い致します。
事務局	はい。失礼します。始めに申請番号063-13。農地の所在が中野××。登記地目田。面積が125㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号063-14。農地の所在が、上亀谷××。登記地目が畑。面積が467㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん、譲受人は■●●●さんです。 続きまして、申請番号063-15。農地の所在が、中野××。登記地目が畑。面積が183㎡。同じく中野××。登記地目が田。面積が327㎡。同じく中野××。登記地目が畑。面積が53㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人が▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号063-16。農地の所在が、中野××。登記地目が畑。面積が392㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。以上4件です。
議 長 4 番	はい、ありがとうございます。事務局の方からに説明して頂きました。それでは、あの審議に入っていきたいと思います。まず063-13の件に関しまして、服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告、説明をお願い致します。 失礼します。063-13番の所有の移転の案件でございます。譲受人は〇〇さん。譲受人が●●さんです。●●さんは××です。この土地は、〇〇さん。〇〇さんが持っておられる宅地。宅地じゃない、建物ですね。それを処分する関係で、この田んぼを一緒に付けてなんとかしてください。という事で、●●さんの方に言われまして、それで●●さんが了解されたような案件になっています。場所は、2ページの地図で左の地図で、左下が矢上方面。右上が、井原方面になります。右上の4差路を右へ行きますと、自動車の教習所がございます。左下が、矢上方面へ行きますと、そこから約100mぐらいの所に石見中学校がございます。位置

議 長	関係はそういう関係です。この土地は、〇〇さんが相続で預けられたものですが、もう農地が残ってもこれだけで単品で処理する事はなかなか難しく、また建物も本人さん処分されるという事で●●さんがそれを引き受けられまして、その繋がりでの田んぼも一緒にお願いしと言われました。現在、この田んぼ管理はきちりされておりまして、これからもまた、管理はしていくという事でございましたので何も問題はないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。 はい。ありがとうございます。本日、推進委員さんは？来ておられませんね？ 先程説明をして頂きましたけど、063-13 の件に関しましてご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 (意見質問なし)
議 長 ？ ？ ？	ございませんでしょうか？ ありません。 ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。
議 長	申請番号 063-13 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、063-14 の件に関しまして、服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
6 番	お願い致します。063-14 についてご説明致します。まず、場所の説明ですが。3 ページのですね、南北に順庵原古墳、@@@@というふうにある道がですね。国道 261 号線にございます。その下の申請地と書いてある下の角を、ずっと右に戻って行きますと****の方へ向かう道でございます。この場所はですね、国道からもちょっと木が邪魔して見えないかと思うんですが。まあ、それほど遠くない国道から離れた場所ではございます。それで、今回ですね。■■■■さんが購入されるという事で、お伺いしました。まあ、聞きますと¥¥司法書士さんかですね。窓口でやってらっしゃるという事でしたんで、¥¥司法書士さんの方にお電話なんですけど、ちょっと内容を確認をいたしました。それで、まあ、ちょっとこの地図にもありますが、5 条-11 申請地というのが、このあと 5 条の時にまたご説明するんですが、この分農地とセットという事でございまして、この度この□□さんという方の、こちらには家が建ってるマークになってますけど、今さら地でございます。1、2 年前ですかね？古い家屋を解かれて、今さら地の状態になっております。それで、まあ、その住宅購入にあたってですね。隣の畑を、■■■さんの方で購入してですね。家庭菜園というか、野菜を作りたいというようなご希望があると聞きしとります。それで、まあ実は現地をですね。19 日の日に推進委員の田中委員さんと 2 人でですね、ちょっと現状をどういう状態になっているか見に行っていました。で、まあ。先程言いましたように、□□さんの家はもう、さら地状態で、この今回の申請地はですね。草刈りをされておられました。あの、今ちょっと草生えてますけど。管理されてるという形にはなっております。でまあ、お聞きしたら■■■さんが草刈りをされておると。管理されておる

	という事ですので、購入されているんですが、特に他のものに転用という事ではなくて、畑として使用されるのに間違いないなというふうな感情を受ました。で、■■さん自身も町内ご出身でございまして、この時間ほぼウロウロされてるというような事もお聞きしておりますので、今回畑というような形で有償という事になったりしますが、まあ大丈夫かなというふうには確信してまいりました。審議の方よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。説明がございました、063-14 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 ございませんでしょうか？ はい。椿委員さん。
7 番	■■さんじゃないわ、□□さんの今解かれてる家は、跡地は■■さんが買われて家に移されるんです？そういう事ではない？
6 番	そういう事になってます。
7 番	ああ、ええ。
6 番	まあ、その次の5条の時にご説明しますけど、結局ちょっと周りを綺麗にしたいで、その端っこですか？××いう事で、ちょっと5条の時にまたご説明します。すみません。
7 番	はい。分かりました。
議 長	他にございますでしょうか？
9 番	はい。
議 長	はい。
9 番	えっと、これ、この今回の農地は畑として一筆になっておりますけれども、この地図上でなんか黒線で2つに分かれておるんですが、これは立体的なもんなんでしょうか？段差があるとかなんかとかでもなく、どういう状態なんでしょうか？
6 番	えー。段差は特になかったかと思うんですけど。ちょっと、小さな店がありましたんで、そこまでの確認はしなかったんですが。あのこの辺りがまあ□□さんの所有されてらっしゃる畑。まあ昔は、煙草かなんか作ってらっしゃったと思うんですけど、そういう畑でして。えっと。そこは、段。ちょっと境はですね、非常にあの分かりづらい言うに変ですけど、道路からはちょっと下に落ちた感じにはなってます。この畑自体は。ちょっと道路の中、外。なんて言うんですか、同じ高さじゃなくてちょっと落ち込んだ形のふうになっておりました。
7 番	これ、今回の申請の為に分筆してあるん？
議 長	事務局。 お願いします。
事務局	はい。今回の為にですね、分筆はしております。元々、×××ー×という事で、非常に広い畑であった所をですね、3 ページの右の地図の方で見て頂くと、×××ー×っていうの広い筆の中に×××ー××っていうのがあると思うんですが、この部分だけが宅地。で、周りが全部農地っていうようなここが場所です。で、今回のこの3条の分に限っていうと、この四角い黒塗りの部分。で、分筆をして今回のこの3条で×××ー××という事で分筆しております。はい。
9 番	それで、5条でこの細長い所も一緒に含まれておるいう事ですか？

事務局	この細長い所は、細長い所で周りを囲っている部分はこの部分で、また分筆をかけておられまして、ここが×××-×××という土地で分筆をされております。
9 番	もう、分筆済になっている？
事務局	済です。はい。
議 長	3つに農地が分かれています？
事務局	今は、農地が3つに分かれていますという状態です。××-×と、×××-××と、××の3つに分かれています状態です。
議 長	はい。分かりました。
事務局	はい。
議 長	他にございますでしょうか？ (意見質問なし)
議 長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 063-14 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、063-15 の件に関しまして服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
6 番	それでは、063 - 15 の有償の所有権移転についての報告を致します。渡し人は△△△△さん。譲受人が▲▲▲▲さん。この土地は、4 ページの左の地図を見て頂きますと、太線、状況図浜作線の左下が矢上方面。ほっから、右側が川本方面になります。それで、この川が流れてますが、こっから約 500m ぐらいの所にこの本庁がございまして。川本方面に行きまして、こっから約 200m ぐらいの所に邑智病院へ抜ける三差路があります。位置関係はそういう関係です。この農地とそれから、ここに&&という名前が書いてありますが、これが空き家で空き家バンクに登録されておられまして、農地を含めた一括で空き家バンクに登録されておりました。それで、今回受け人の▲▲さんがある程度したら多少農業もやってみたい。という事で、農地付きの土地を探して、家屋を探しておられました。で、話が、上手く見けられたんでしょうね。ここを取得されまして、一緒にこの農地を取得されたわけです。現在住所は広島になっていますけども、もうこの&&さん宅に住まれています。田んぼも畑も、管理はされております。なお、本人さんも町内の会社へ勤められておりますので問題はないと思われましますので、審査の方よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。説明していただきました、063-15 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
2 番	はい。
議 長	はい。沖田委員さん。
2 番	えっと、▲▲さん。これ経営も自作持っとなんですけど、この農地をまあ、取得されて、その要は農機具ですよ。そのあたりはどう考えておられるんでしょうか？

6 番	それはね。今は、その管理が精一杯。草刈りとか。その程度なんでしょうけども。ある程度落ち着いたら。なんか最近ずっとお父さんとお母さん見えておられるそうで。もしかしたら、最終的には一緒に住まれるかも分かんんですが。そこまでは聞いてないんですけど。農機具は、草刈り程度じゃないですか？刈払い程度。今、管理が精一杯だと思いますので。
議 長	はい。えっと、今は、どんなんです？昔は、絶対なんかせにゃいけん感じですが。要件が。
事務局	今も要件として、その筆全部を一応経営というか管理出来るようであれば大丈夫ということです。で、申請書の方には服部委員さんが言われたように刈払機のみで上がっては来ておるんですけども、本人さん産業支援課の新規就農の方にもですね、ちょっと相談をして、があったりですね。耕作される方向で、今は準備をされているというふうに伺っておりまして、お仕事町内でされておるんですけども、半日程度の今勤めらしくてですね、残り半日はこういった所の管理とかをされるいうふうに伺っておりますので、まあ十分管理がしていけるのではないかなあというふうに思っております。
？ ？ ？	すみません。
議 長	他に、ご意見ご質問がございますでしょうか？
5 番	ちょっと、あんまり関係ない話かもしんないですけど。おいくつくらいの方なんですか？
6 番	あんまり、女の人だけーねー。40 歳ぐらい？
5 番	普通の、領土枠が違うんでー。
6 番	40 前後？
事務局	34 歳？、5 歳だったかなあー？
5 番	あー、そうですかー。分かりました。いや、普通の仕事では違って、やっぱり肉体労働になってくるんで、まあちょっと。パッと見、ちょっと女性の方 1 人っていうような雰囲気なんで。大丈夫かなあっていうように思ったんで。
6 番	ほとんど、親と一緒に来てね。親御さんとお父さん、お母さんが来て一緒にいろんな事されとるみたいで。
5 番	今の？
6 番	今はね。
5 番	うん。
6 番	うん。 だから仕事が、もう本人さんはどんどんこっちで仕事されるわけだけど。
5 番	今、ちょっとお聞きしたら、お父さんとお母さんの年齢分かるじゃないですか。高齢の人でお父さんお母さんだったらやばいんですけど。ちょっとお聞きしたら、彼女若い方なんで。多分、お父さん、お母さんもまあ 60 代前後ぐらいの若い方なんかなあ。うまくいきゃー3 人でやってくれるなあと。ちょっと、余計な事かもしんないんですけど。まっ、いいです。すみません。ありがとうございます。
	(意見、質問なし)
議 長	他にございませんようでしたら、採決の方に入りたいと思います。

	申請番号 063-15 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 063-16 の件に関しまして、服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
6 番	続いて、063-16 の無償の所有権移転の問題です。渡し人が◇◇さん。受け人が◆◆さんで、地図は場所は 5 ページの左の地図を見て頂きますと。真ん中道路が走っていますが、左が後原日和線で大利峠に出る道でございます。で、右下に下りる道が、そのまま行きますと南、浜作線に抜けます。その隣に矢上高等学校の第 2 農場がございます。約第 2 農場から、こっから 1 km ぐらいですか？そういう位置関係になります。渡し人の◇◇さんが、ここを管理するのが大変難しくなりますって、この、今まで管理されておりました◆◆さんに相談に行かれました所、じゃあ、わしが継続してやってやろうと。いう事で、まあ、◇◇さんもなかなか大変ですので、無償で譲るという事で話がつきまして、今回の件になりました。◆◆さんは今までずっとここを管理し、また、自分ところの田んぼもやりながらです。頑張っておられますので何も問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。063-16 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 (意見質問なし)
議 長	ございませんね？ ないようですので採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-16 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 それでは、続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今月は 1 件上程されています。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。それでは、申請番号 065-11。農地の所在は上亀谷××。登記地目が畑。面積が 246 m²。有償の所有権移転です。譲り渡し人は☆☆☆☆さん。譲受人は★☆☆さんです。転用目的ですが、個人住宅です。申請の理由ですが、賃貸住宅が手狭となったため、申請地に住宅を建築したいです。所要面積は土地造成が 246 m²。個人住宅 86 m²。駐車場が 2 台分です。この土地ですが、すみません。議案の方洩れとりますが、第 2 種農地です。農用地区域外となります。これですが農地法第 5 条第 2 項ただし書により許可できるものと判断しております。以上 1 件です。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、065-11 の件に関しまして服部委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
6 番	えー。お願い致します。まあ、先ほど 3 条の方で、ちょっとご説明した案件と同じ形になるんですが。19 日の日に、現地は田中委員と一緒に確認をしてまいりました。内容的には、こちらの地図にあります□□って書いてある□□さん家、

	今更地にはなってるんですけど、そこを■■さんが購入するにあたりまして、家の周りってというか、そこをですね、駐車場っていう形にはなっておりますが、まあ綺麗な区画にしたいという思いもありまして、今回の申請となっております。□□さん自身もですね、広島に住まれておりまして、こちらの方にはちょっと戻って来られるようなご予定は、今のところないとお聞きしておりますので、まあ今回の住宅の売買という形になったと思われまして。それに伴っての周り、ほとんど宅地の方が歪な形の敷地になつておりますので、それも綺麗にという意味もふくめて駐車スペースも兼ねて今回の申請となったと思われまして。よろしく審議のほどお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。先ほど、説明していただきました。065-11の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議 長	ございま、あっ、はい。松崎委員さん。
10 番	あの、さっきの3条の時に聞けば良かったんですけど、□□さん、自作の面積が7,220ぐらいありますが、その内の畑、今回の分という事で何反くらい残るんかいなあ？
議 長	残りの土地です？ 分かりますか？ 事務局。
事務局	残りの土地をどうされるか？です？
10 番	どうされる？ どうしておられるか？
事務局	今ですね。一部は近隣の方が借りられて耕作をしておられるようですが、ほとんどは、どう言ったらいいですかね？管理、草刈りの管理だけっていう形で。道路に面してる部分について一部、他の方が耕作をされている。っていう状況です。
10 番	はい。分かりました。
議 長	他に、ございますでしょうか？
議 長	(意見、質問なし)
議 長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号 065-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議 長	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
事務局	続きまして、議案第3号国土調査法における地目の認定についてですが。これは・・・見て？
事務局	はい、えっと、失礼致します。議案の第3号国土調査法における地目認定です。これですが、国土調査法に基づきですね、地籍調査を行い現況と利用状況により調べた結果ですね、地目認定をされるんですけども、その結果農地がそれ以外の地目に変ったものについて、農業委員会の方に意見照会をするようにということでなっておりますので、その意見照会となります。資料を付けさせていただきますが、矢上15地区。84筆。該当集落が、後原。日和が、8地区。15筆。該当集落が大利峠北側。井原8地区。37筆。の該当集落が沢久谷、谷、宮野原。上亀谷10地区。26筆。の該当集落は奥亀谷となっております。一覧表をですね、送付させておりまして、ちょっとですね。矢上と井原について、一部農地があり

	まして、これについてはですね、写真と。それから、矢上地区については後の窓側と言いますか、に航空写真。ドローンで撮った写真で農地から現況宅地とかにも変わってるような所については、示しておりますのでご確認頂ければというふうに思います。
	(ご覧中)
7 番 事務局	これね。
7 番 事務局	はい。
7 番 事務局	この結果と、わしらがやる現況調査。大体おおとる？
7 番 事務局	ええとですね。現況調査で行って頂いている所については、もう地籍調査が終わってる所について、今、して頂いておるので。
7 番 事務局	ああ、そうなん。
7 番 事務局	はい。 あの、これについてはですね。まだ、あの地籍調査が終わってない所ですので、お配りした地図には地目とか・・・。
7 番 事務局	農地ではなくて？
7 番 事務局	ええ。地番と地目が載ってると思うんですけど、ここについてはそれがまだ未定という事で載ってない所になります。
	(ご覧中)
2 番 事務局	事務局。
2 番 事務局	はい。
2 番 事務局	これ、矢上高校が所有されてる所結構あるんですけど。
2 番 事務局	はい。
2 番 事務局	あれ、田が山になっとなったりするけど。矢上高校農場？ 山？
2 番 事務局	ええ。です。昔、日和側ですんで、今ある農場じゃあなくて、日和側といいますか、後原抜けて行ってずっと大利峠を超えてすぐのところへんなので。はい。高校がなんか研修とかで、おそらく畑として持っとられて造林とかされたんかもしれんですけど。
6 番 事務局	昔？
6 番 事務局	かなり、昔のものになりますね。
2 番 事務局	造林から、田から畑。田とか元々田とか畑だったとかねー。
2 番 事務局	はい。
議 長	授業で？
4 番	あのね、実習。矢上高校はね。この辺の学校、ほとんど高等学校やら。造林地持っとなつたよ。
5 番 議 長	うん。ありあます。羽須美もある。
5 番 議 長	あ、そうです？
5 番	道路に長い。
4 番	年に2回は、実習で。1年から3年全員。山狩り行っとなつたよ。古い話。
議 長	これは、意見はお願いで？
事務局	はい。
議 長	お願いしますいうか、承認します？

事務局	これで、はい。あの、です。これで、まあ何か義意があったとしても国土調査法ですんで、農地から変わってはしまうんです。地目は。一応、国土調査法の中で農業委員会に照会をしてくださってというのがあるので、今回こうやって毎年挙げさせて頂いております。
議 長	これに、一任される方は・・・。
事務局	はい。挙手を、はい。お願いします。
議 長	質問等がございますか？ まだ。
	ないようでしたら、議案ですので採決の方したいと思います。この照会で、認定するという事なんで、承認される方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。これで承認という事で、ありがとうございます。続きまして、報告の第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について、11件ございます。読み上げは致しません。ので、質問がございましたら、挙手をして質問をお願い致します。
	～ご覧中～
9 番	すみません。56番の
事務局	はい。
9 番	相続人は、閉じ穴に穴が開いてて、相続人が分からんのんですが・・・。名前は？
事務局	はい。失礼します。@@@@さんだと思います。あの久しいに、美しいで。はい。すみません。ちょっと、ギリギリになってしまつて。
議 長	ない、ないようでしたら、このまま報告ですので、終わらせて頂きます。議題の方は以上で終わります。・・・。
	続きまして、その他。
	(その他)
	(1) 事務連絡
	(2) その他
	次回の総会は、12月23日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印